第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の長期給付に関する規定その他の法律の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の長期給付に関する規定その他の法律の規定又は平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の長期給付に関する規定その他の法律の規定」に改める。

附則第八条第二項第一号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「当該第一号厚生年金被保険者期間」に改め、「。以下この条において同じ」を削り、同項第二号中「国家公務員共済組合の組合員期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間」に、「国家公務員共済組合の組合員であつた期間」を「当該第二号厚生年金被保険者期間」に、「当該組合員期間」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「平成二十四年改正前国共済法」という。）による国家公務員共済組合の組合員期間」に改め、同項第三号中「地方公務員共済組合の組合員期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間」に、「地方公務員共済組合の組合員であつた期間」を「当該第三号厚生年金被保険者期間」に、「当該組合員期間」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「平成二十四年改正前地共済法」という。）による地方公務員共済組合の組合員期間」に改め、同項第四号中「私立学校教職員共済法による加入者期間（」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（」に、「により私立学校教職員共済法による加入者期間」を「により当該第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第三項中「同項第二号」を「前項第二号」に、「昭和六十年国家公務員共済改正法」を「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）」に改め、「附則第三十二条第一項」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第七条第二項」を加え、「同項第三号」を「前項第三号」に、「昭和六十年地方公務員共済改正法」を「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）」に改め、「附則第三十五条第一項」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第七条第二項」を加え、同条第四項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第五項第四号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第二項第一号の第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第十一項中「厚生年金保険の被保険者期間につき」を「第二項第一号の第一号厚生年金被保険者期間につき」に、「に係る厚生年金保険の被保険者期間」を「に係る当該第一号厚生年金被保険者期間」に、「当該被保険者期間」を「当該第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第八条の二の見出しを「（厚生年金保険の被保険者であつた期間及び共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間の確認の特例）」に改め、同条中「又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を「又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）」に、「若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間又は」を「若しくは同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）又は」に改め、「第三十二条第六項」と」の下に「、「厚生年金保険の被保険者であつた期間」とあるのは「厚生年金保険の被保険者であつた期間又は昭和六十年改正法附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの」と、「日本私立学校振興・共済事業団の確認」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の確認を、当該昭和六十年改正法附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るものについては、当該各号に掲げる期間の区分に応じそれぞれ当該国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の確認」と」を加える。

附則第十一条第二項中「同法の」を「旧国民年金法の」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第三項中「国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（附則第三十一条第一項」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付若しくは平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前国共済法の長期給付に関する規定その他の法律の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前地共済法の長期給付に関する規定その他の法律の規定又は平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定その他の法律の規定による年金たる給付をいう。以下同じ。）のうち附則第三十一条第一項」に、「退職共済年金を除く。以下この項において同じ」を「退職共済年金以外のもの（以下この項において「厚生年金保険法による年金たる保険給付等」という」に、「国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（遺族厚生年金」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付等（遺族厚生年金」に、「国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（老齢厚生年金」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付等（老齢厚生年金」に改め、同条第五項中「（遺族厚生年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金を除く」を「（遺族厚生年金を除く」に、「「（遺族厚生年金並びに」を「「（遺族厚生年金及び」に、「並びに共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」を「を除く。）若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付（実施機関たる共済組合等」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第六項中「被用者年金各法による年金たる給付（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）」を「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付（昭和六十年改正法」に、「共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」を「実施機関たる共済組合等」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第七項中「あるのは、」を「あるのは」に、「並びに共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」を「を除く。以下この条において同じ。若しくは昭和六十年改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付（実施機関たる共済組合等」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、「）を除く」との下に「、同条第二項中「厚生年金保険法による年金たる保険給付」とあるのは「厚生年金保険法による年金たる保険給付若しくは昭和六十年改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付」と」を加える。

附則第十二条第一項第四号中「含む。）が」を「含み、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に係るものに限る。）が」に改め、同項第八号中「国家公務員共済組合法附則第十三条第二項」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第二項」に、「同法附則第十三条の五」を「同条第四項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第九号中「国家公務員共済組合法第二条第一項第三号」を「厚生年金保険法第五十九条第一項」に、「第十一号」を「以下この項」に、「同法附則第十三条第一項」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項」に、「同法による遺族共済年金（」を「厚生年金保険法による遺族厚生年金（」に、「同法附則第十三条の五若しくは第十三条の六」を「同条第四項若しくは第五項」に、「遺族共済年金を」を「遺族厚生年金を」に改め、同項第十一号中「国の施行法第八条若しくは